

## 送りつけ商法(ネガティブオプション)にご注意!!

(平成 25 年 4 月 17 日)

「2カ月前に注文いただいた健康食品を送ります」と業者から電話がきた。「頼んでいない荷物が送られてきた」という相談が多数寄せられています。

平成 25 年 2 月ころより相談が入りはじめ、4 月に入り毎日のように同様の相談が入っています。

【相談件数】2 月…11 件、3 月…7 件、4 月(12 日現在)…8 件

### ★消費生活アドバイスセンターからのアドバイス★

- ・注文していない商品(健康食品・アクセサリ・本など)をいきなり送りつけてくる「送りつけ商法(ネガティブオプション)」の相談が増えています。
- ・注文した覚えのない荷物は簡単に受け取らず、家族に注文の有無をまず確認しましょう。
- ・荷物を届ける際に、現金との引換えとなる「代引き」で送りつけてくるケースもあるので注意が必要です。注文していない荷物は受け取る必要はありません。
- ・受取拒否をして返送してもらいましょう。万が一受け取ってしまったら、消費生活アドバイスセンターにすぐに相談しましょう。

[帯広市安心安全推進課消費生活係 65-4132]